

4 へき地の医療

【対策のポイント】

- へき地住民への医療提供体制の確保
- へき地の診療を支援する機能の向上

(1) 現状と課題

ア へき地の医療

- 本県におけるへき地とは、過疎地域、振興山村、離島、無医地区・無歯科医地区（準じる地区を含む。）を言います。
- これらの地域では、医療機関が少ないことから、県、市町、医療機関等が協力して、総合的な診療能力を備えた医師の確保や専門的な医療や高度な医療を行う医療機関へ搬送する体制の整備等を進める必要があります。
- また、住民が各種健診・検診などの保健事業に積極的に参加し、生活習慣の改善などに取り組み、疾病の予防や早期発見に努めることも必要です。

イ 本県の状況

（県内のへき地の状況）

- 県内には、交通条件や地理的条件等に恵まれない山間地や離島など、いわゆるへき地が 15 市町にあります。
- また、無医地区¹が 6 市町 11 地区、無歯科医地区¹が 7 市町 23 地区あります。
- 2019 年度に実施した調査と比較すると、無医地区が減少し、準無医地区が増加しており、へき地の人口減少が理由に挙げられます。
- これらの地域では、公共交通機関による通院が困難となっています。加えて、高度専門医療機関がないため、重篤な救急患者の搬送に時間を要します。

（県内の医療施設従事医師数等の状況（へき地勤務医師等の状況））

- へき地の診療を担っている医師は高齢化が進んでおり、若い医師の専門医志向、病院勤務志向とあいまって、現在医師が勤務している地域においても後継者不足が予想され、医師の確保と定着が課題です。
- へき地に勤務する医師には、総合診療・プライマリケアの能力が求められます。また、へき地では、住民の高齢化が著しく、高齢化に伴い増加する疾患等が増えることが予想されます。
- へき地の医療機関では、医師だけでなく看護師等の医療従事者の確保が困難であり、少ないマンパワーで医療を維持・確保しています。

¹ 無医地区・無歯科医地区：医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点としておおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。なお、区域内の人口が 49 人以下の場合、無医地区に準じる地区、無歯科医地区に準じる地区としている。

ウ 医療提供体制

(ア) へき地診療所等

- 県内には、へき地診療所設置基準²に定める、地域において設置されるへき地診療所が 12 診療所あり、地域の医療を支える役割を担うとともに、地域住民の医療を確保しています。
- へき地病院³や準へき地病院⁴、へき地診療所以外のへき地に所在する診療所などの医療機関も、地域住民に対する医療の提供を行っています。
- へき地では無歯科医地区、準無歯科医地区が増加しており、歯科検診等の歯科保健事業を行う歯科診療所が減少しています。

(イ) へき地医療拠点病院

- 県が指定した 9 か所のへき地医療拠点病院⁵は、無医地区等への巡回診療、へき地診療所への代診医派遣等の各種事業を行っています。
- 代診医派遣については、浜松市国民健康保険佐久間病院及び国立病院機構天竜病院からへき地診療所に派遣しているほか、県立総合病院から、へき地公設公営診療所等 6 か所に派遣を実施しています。2015 年に実施した医療需要調査では、へき地公設公営診療所以外のへき地診療所からも代診医の派遣希望があったことから、へき地公設公営診療所以外の民間のへき地診療所に対する代診制度の拡充と派遣体制の充実強化が求められています。

(ウ) へき地医療支援機構

- へき地医療対策に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、県地域医療課にへき地医療支援機構を設置しています。
- へき地医療支援機構は、へき地を有する市町や医療機関との連携を図りながら、県内の広域的なへき地医療支援事業の企画・調整や、へき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請、代診医の派遣調整等を行っています。

(エ) 自治医科大学卒業医師の派遣

- 医師の確保が困難な地域に、自治医科大学卒業医師を派遣しています。

(オ) 医学修学研修資金の貸与

- 県は、県内における医師の充足を図るため、県内外の医学生等に県内公的病院等での勤務を要件とする医学修学研修資金を貸与しています。被貸与者は県内の公的医療機関等のうち県が指定する医療機関に一定期間勤務する必要があり、対象の公的医療機関等にへき地医療拠点病院を含めています。

² へき地診療所設置基準：診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径 4km の区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1,000 人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 30 分以上要するものであること。(厚生労働省へき地保健医療対策等実施要綱)

³ へき地病院：本県におけるへき地医療対策の対象地域にある病院（へき地医療拠点病院及び精神科病院は除く。）。

⁴ 準へき地病院：へき地には所在しないが、へき地医療の確保に必要であると考えられる病院。

⁵ へき地医療拠点病院：無医地区を対象とした巡回診療、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院で、県の指定を受けた病院。(厚生労働省へき地保健医療対策等実施要綱)

(カ) 看護職員修学資金の貸与

○県は、県内への就業を促進し看護師等の充足を図るため、県内外の看護学生に看護職員修学資金を貸与しています。2022年度以降の新規貸与者が過疎地域等の返還免除対象施設において勤務する場合、返還債務の免除に係る勤務期間を短縮する制度を設けています。

(キ) 行政によるへき地医療支援の取組

- へき地を有する市町では、地域住民の医療の確保や、へき地勤務医の勤務環境の整備のため、へき地診療所等の整備・運営の支援や施設の修繕及び備品購入の支援など、様々な施策に取り組んでいます。
- へき地を有する市町では、地域住民の医療機関への受診を支援するため、患者輸送車の運行を実施しており、県は運行経費の一部を補助しています。
- 県は、へき地医療の維持・確保のため、へき地医療拠点病院の運営支援や市町によるへき地診療所等の支援及び施設設備整備に対する補助を行っています。
- 県は、無医地区や準無医地区に該当しない地域であっても、無医地区等と同様に支援体制が必要な地域を、へき地医療支援の対象としています。

(ク) へき地における救急搬送体制

○へき地においては、救急搬送体制の確保も必要です。本県では、ドクターヘリ2機の運航により、へき地を含む全県の救急医療をカバーする体制を整備しています。

(キ) へき地における保健予防活動

○へき地においては、“自分の健康は自分で守る、地域で守る”という意識がとても大切です。へき地の住民の健康増進を図るため、地域保健従事者の育成や健診・検診受診促進等の普及啓発などを市町と連携して行っています。

(コ) へき地におけるオンライン診療

- オンライン診療は、公共交通手段の減少や災害時など、通院が困難な住民の対面診療を補完する手段として期待されます。
- 国は、へき地医療拠点病院の指定要件のうち、巡回診療及び代診医派遣をオンライン診療により実施した場合も実績に含めることができるとしています。2023年度に県が実施したオンライン診療実施状況調査では、へき地医療拠点病院のうち、3医療機関でオンライン診療を実施していると回答がありました。
- 県は、へき地における医療従事者及び地域住民双方の負担軽減を図るため、2021年度から2023年度にオンライン健康医療相談のモデル事業を西伊豆町で実施しました。
- 市町においては、浜松市が中山間の各地域に地域支援看護師を配置し、オンライン診療の補助を行い、巡回による対面診療の一部を補完するオンライン診療を実施しています。

(2) 対策

ア 数値目標

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
医療提供支援策が実施されている無医地区の割合	100% (2022年度)	100% (毎年度)	へき地への継続的な医療提供は困難であるため、患者輸送車運行事業や巡回診療等による、医療提供の支援を行う。	無医地区等調査(厚生労働省)
次のいずれかを実施したへき地医療拠点病院の割合 ・巡回診療 年間実績 12回以上 ・医師派遣 年間実績 12回以上 ・代診医派遣 年間実績 1回以上	100% (2022年度)	100% (毎年度)	国の指針に基づき、1へき地医療拠点病院当たり月1回以上あるいは年12回以上実施することを目標とする。	へき地医療支援事業実施状況(静岡県へき地医療支援機構)

イ 施策の方向性

(ア) へき地住民への医療提供体制の確保

- 地域医療への貢献を志す自治医科大学卒業医師及び医学修学研修資金貸与者の配置と、大学、病院、地域の医師会等との連携により、へき地勤務医師の確保及び定着を促進します。
- 総合診療・プライマリケアを実施する医師の育成・確保を進めます。
- 看護職員養成所等に在学する者を対象とした修学資金制度を活用し、へき地の医療機関に従事する看護師の確保に努めます。
- へき地医療に従事する医療従事者が安心して勤務・生活できるキャリア形成支援を図ります。
- 県内外の医学生が参加する地域医療セミナー(佐久間病院で実施)や、医師をこころざす中高生を対象としたこころざし育成セミナー等の機会を通じて、医療従事者の養成過程等における、地域医療やへき地医療への動機付けを図ります。
- へき地医療の維持・確保を図るため、地元市町等と連携して、へき地の医療を担う診療所等の施設・設備整備の支援に積極的に取り組みます。
- 訪問診療に必要な医療機器の整備に対する支援を実施するなど、在宅医療の推進を図ります。
- 遠隔医療を実施している医療機関の現状や市町の介入状況を市町等に共有するとともに、オンライン診療を行う医療機関の情報通信機器の整備を支援します。
- 訪問看護については、サテライト型訪問看護ステーションの設置など、へき地を含め全県下での安定的な訪問看護サービスの提供体制の確保を図ります。

- へき地の住民の健康増進を図るため、特定健診をはじめとする各種健診・検診や健康相談等への自発的な参加を促進するために、地方紙や地元ケーブルテレビ等を活用した普及啓発を実施します。また、地域保健従事者の育成や、市町が行う地域保健活動を支援します。
- へき地を有する市町や地域歯科医師会と連携し、人材確保を含め、地域のニーズに即した歯科医療提供体制の整備に努めます。

(イ) へき地の診療を支援する機能の向上

- へき地医療支援機構を充実・強化し、総合的なへき地対策の企画・立案を行います。
- へき地医療支援機構を中心に、へき地医療拠点病院等の医療機関との連携を強化し、へき地医療の広域的な支援体制の充実を図ります。
- 無医地区の医療を確保するため、へき地医療拠点病院の医師等による巡回診療の充実を図ります。
- 医師等がへき地に勤務しやすい環境づくりのため、代診医の派遣制度の充実を図ります。
- 情報技術を利用した診断支援等のへき地に勤務する医師のサポート体制の充実を図ります。
- 公共交通機関による通院が困難な地域において、定期的な患者輸送車の運行など、医療機関を受診する住民の移動を支援する体制の確保を図ります。
- 重篤な救急患者を高度専門医療機関へ迅速に搬送するため、搬送事案の事後検証により救急隊員等の資質向上を図るなど、119番通報から救急現場での診療着手までの時間のより一層の短縮を図ります。また、ドクターヘリの安全かつ安定的な運行を支援します。

(ウ) 計画の推進

- 県医師会、郡市医師会、市町、へき地医療拠点病院等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた医療提供体制の確保と計画の推進に努めます。
- へき地における医療提供体制の現状を把握し、へき地医療支援計画推進会議において定期的に評価・検討を加えます。

○「へき地の医療」のロジックモデル

〈個別施策〉

〈中間アウトカム〉

〈分野アウトカム〉

1:へき地住民への医療提供体制の確保	
現状データ	へき地診療所数
現状データ	へき地診療所の医師数
現状データ	へき地病院及び準へき地病院数
現状データ	へき地医療拠点病院数

1:へき地住民への医療提供体制の整備	
数値目標	医療提供支援策が実施されている無医地区の割合
現状データ	へき地医療支援対策に取り組んでいる市町数
現状データ	へき地患者輸送率運行事業の実施回数

1:へき地住民が必要時に医療を受けられる体制の確保	
数値目標	-

2:へき地の診療を支援する機能の充実・強化	
現状データ	へき地医療拠点病院数【再掲】

2:へき地の診療を支援する機能の向上	
数値目標	巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれかを実施したへき地医療拠点病院の割合
現状データ	へき地医療拠点病院によるへき地への巡回診療の実施回数
現状データ	へき地医療拠点病院からへき地へ医師を派遣した回数
現状データ	へき地医療拠点病院からへき地へ代診医を派遣した回数

3:へき地医療支援計画の推進	
現状データ	へき地医療対策の対象地域数
現状データ	無医地区及び準無医地区数

※へき地の医療は、国指針でアウトカム指標が示されていないため、数値目標を設定しない

(3) へき地の医療体制に求められる医療機能

	保健指導	へき地診療	へき地診療の支援医療
ポイント	○地域住民に対する保健指導	○地域住民の医療の確保 ○高度専門医療機関への搬送	○診療支援機能の向上 ○重篤な救急患者の受入
機能の説明	・保健師等による保健指導の実施 ・保健所及び最寄りのへき地診療所との連携	【へき地診療所】 【へき地医療拠点病院、へき地病院、準へき地病院】 ・プライマリケアの実施 ・訪問診療及び訪問看護の実施 ・巡回診療の実施	【へき地医療拠点病院、ドクターヘリ運航病院、救命救急センター】 ・へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への代診医師の派遣 ・定期的な患者輸送 ・ドクターヘリによる救急搬送

(4) へき地の医療体制図

